

「物品・役務の提供等」の競争入札参加資格審査申請の手続きについて

1 今後の新ひだか町の競争入札参加資格審査に係る申請・受付方法の方向性について

新ひだか町においては、「物品・役務の提供等」に係る競争入札参加資格審査申請手続きの方法は、現在、紙による作成と持参又は郵送による受付を行っているところです。

そのような中、各種の行政手続きについては、国全体の政策により住民窓口の手続きをはじめ、利用者の手続きの負担軽減や利便性の向上を図る観点から、また、国や地方公共団体の事務事業処理の効率化・コスト削減などを進めるため、手続きの「共通化・デジタル化等」を様々な分野において、取り組みが進められている状況です。

新ひだか町の「建設工事・建設工事に係る設計等業務」に係る競争入札参加資格審査申請の手続きについては、令和3・4年度に係る入札参加資格審査申請手続きから、紙や持参等の手続きを廃止し、北海道内の他の市町村と共同で「受付窓口の共同化、オンライン化（電子申請）等」を導入して、共同審査※で実施しております。

※ 令和6年度に実施する令和7・8年度の「建設工事等」の資格審査においては、北海道も共同審査に参加を予定していたします。

地方公共団体の「物品・役務の提供等」に係る競争入札参加資格審査申請手続きにおいては、調達関連手続きの煩雑さやその手続きにおける事業者の負担等の課題があり、**現在、国等において、共通化・デジタル化に向けた取り組みを進めている**ところです。

今後、その方針等（様式や項目等の共通化、申請方法等のデジタル化（オンライン化）、共同審査化、資格審査の有効期間の統一など）の方向性が具体的に示される予定であり、当町においても、その方向性に沿って取り進めていくことになるかと考えています。

つきましては、**本年度実施する新ひだか町の令和7・8・9年度の競争入札参加資格審査については、従来どおりの紙での手続き方法等になりますが、今後、上記の政策により手続き方法等が変わることとなりますので、十分にご承知のうえ、手続きをお願いいたします。**

2 手続き方法等が変わる場合について

（1）申請及び変更届等のデジタル化（オンライン化）、共同審査化、資格審査の有効期間の統一などがあった場合

- ・ 町のホームページにてお知らせします。
- ・ 令和6年度以降の有効な入札参加資格の有資格者となっている事業者の方については、同様に郵送等によりお知らせします。

（2）手続き方法等が変わる時期とその影響等

- ・ 国の方針等により方向性が示され、当町の具体的に手続き方法等が決まりましたら、その時期と手続きの方法等を周知いたします。
- ・ オンライン申請、既有資格者の資格の有効期間の取扱い（統一に伴う期間の短縮又は延長など）、希望する資格の種類取扱い・変更や追加・取り下げ、資格申請要件の取扱い、申請事項の変更届等の方法、その他必要事項について、周知いたします。（取組みが先行している他県や他の市町村の場合と同様に調整の必要となる部分が出てくると想定されます。）